令和７年度

一般廃棄物処理実施計画

（ごみ処理実施計画書）

小山広域保健衛生組合

目　次

１．計画策定の基本事項
１－１ 計画策定の主旨と目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
１－２ 計画の位置付け ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
１－３ 計画対象地域 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
１－４ 計画の期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

２．上位計画の把握
２－１ 総合計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
２－２ 防災計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
２－３ 環境基本計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
２－４ 国、県の計画及び目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
２－５ 組合における取組・計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

３．一般廃棄物の排出状況
３－１ 一般廃棄物の種類 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
３－２ 一般廃棄物の処理量及び処理フロー ・・・・・・・・・・・・・ 9

４．ごみ処理実施計画
４－１ ごみの排出抑制・再資源化計画 ・・・・・・・・・・・・・・・ 11
４－２ 収集・運搬計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
４－３ 中間処理計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
４－４ 最終処分計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

１．計画策定の基本事項

１-１ 計画策定の主旨と目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号。以下「廃棄物処理法」という。）第６条第１項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和４６年厚生省令第３５号）第１条の３の規定に基づき、小山広域保健衛生組合一般廃棄物処理実施計画（以下「本計画」という。）を以下のとおり定めます。

本計画は、小山広域保健衛生組合（以下「本組合」という。）を構成する小山市、下野市、野木町（以下「構成市町」という。）の一般廃棄物処理基本計画及びごみ処理施設建設基本構想などを踏まえて、本組合における一般廃棄物の処理を計画的に推進するための基本的事項について定めたものです。

１-２ 計画の位置付け

本計画は、下記の関係する計画等に基づいて策定します。

ごみ処理基本計画は、「廃棄物処理法第６条第１項に規定する計画について」（平成２年衛環第２１号）及び「一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について」（平成２年衛環第２２号）に基づいて策定することとなります。

国では、環境基本計画をはじめ、廃棄物処理法に基づいて右のような計画及び方針等を策定しています。

また、栃木県では、産業廃棄物を含めた右の計画を策定しています。

構成市町でも、右のような総合計画のほか、一般廃棄物処理基本計画、ごみ減量化計画等を策定しています。

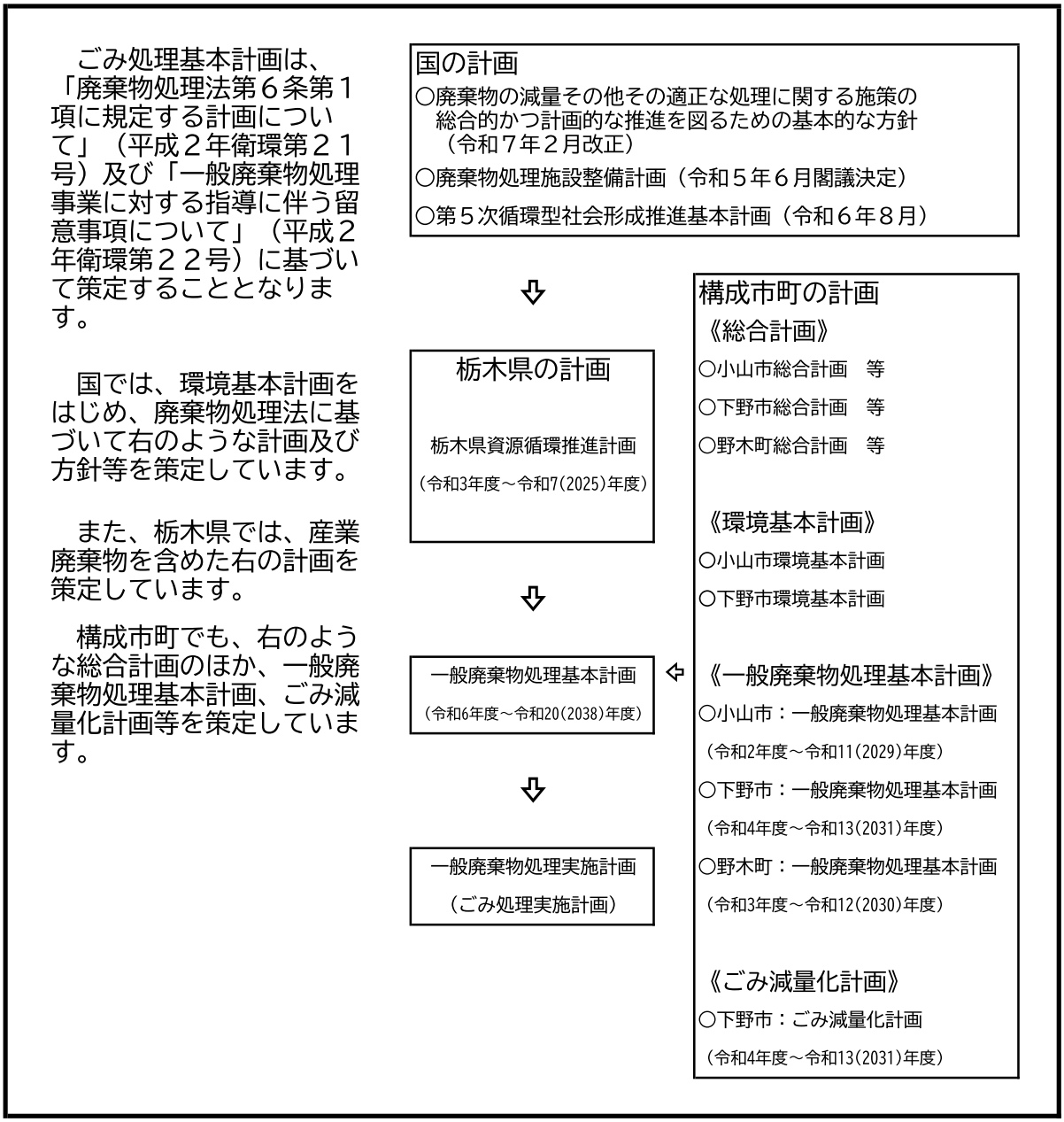

1-3 計画対象地域

本計画の対象地域は、以下のとおりとなります。

本組合の圏域は、栃木県の南部地域に位置しています。

ごみ処理に関する事業については、本組合構成市町のうち、小山市、下野市、野木町が対象となります。

1-4 計画の期間

この計画の期間は、令和７年４月１日から令和８年３月３１日までを対象とします。

２．上位計画の把握

２-１ 総合計画

第８次 小山市総合計画	第６章「人と自然が共生した地球にやさしいくらしづくり」のなかで、予定している家庭ごみ及び事業ごみの指定ごみ袋の導入により、ごみの排出抑制を図るほか、特に可燃ごみの減量化・資源化を推進するため、市民への啓発や家庭教育・学校教育における環境教育の推進、多量排出事業所への指導を行います。また、不必要な使い捨てプラスチックの使用削減、再生材や生分解性プラスチックの利用促進、プラスチックごみのリサイクルと適正処理の徹底を図ります。
第２次 下野市総合計画 [後期基本計画]	目標３「豊かな自然と人に優しい環境が共生した安全・安心なまちづくり」のなかで、市民の分別意識向上を図り効果的な啓発活動を行い、ごみの排出量削減と資源化を推進します。
第８次 野木町総合計画 [後期基本計画]	基本目標２「自然と共生したうるおいのあるまち」のなかで、町民や事業者に対し、ごみ減量化・資源化や情報提供および働きかけを推進することにより、循環型社会の形成に向けたまちづくりを推進します。

２-２ 防災計画

小山市地域防災計画 （令和７年１月）	第２編「水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編」第２章「災害応急対策計画」で廃棄物処理活動に関する計画を示し、ごみ処理体制の確立、ごみ収集、がれき類の処理対策、留意事項等を定めています。 第３編「震災対策編」で第２編を準用しています。
下野市地域防災計画 （令和４年３月）	第２編「水害、台風・竜巻等風害等対策編」第２章「災害応急対策計画」で廃棄物処理活動計画を示し、ごみ処理に関し、実施体制・排出量の推計・収集運搬・廃棄物の種類ごとの対応方針について定めています。また、がれき類に関しても同様に定めています。 第３編「震災対策編」で第２編を準用しています。
野木町地域防災計画 （令和５年３月）	「水害・台風、竜巻等風害対策編」「第３章応急対策」で廃棄物処理活動計画を示し、ごみ処理に関し、連絡体制・排出量の推量・収集運搬・留意事項等について定めています。また、損壊家屋等の解体並びにその発生物の処理に関しても同様に定めています。 「震災対策編」で「水害・台風、竜巻等風害対策編」を準用しています。

２-３ 環境基本計画

栃木県環境基本計画 （令和５年３月）	重点的な取組を「資源循環推進プロジェクト」と掲げ、指標として、以下の数値を示しています。 指　標 県民１人１日当たりの生活系一般廃棄物の排出量（ｇ） ６７２【Ｈ３０（２０１８）】⇒６５０【Ｒ７（２０２５）】

2-4 国、県の計画及び目標

(1) 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（令和７年２月改正）

一般廃棄物については、令和１２年度において、排出量を令和４年度に対し約９％削減するとともに、一人一日当たりの家庭系ごみ排出量を役478ｇとする。出口側の循環利用率は、約２６％に増加させる。まや、一人一日当たりのごみ焼却量を役580ｇとするとともに、最終処分量を令和４年度に対し役５％削減するという方針です。

一般廃棄物の減量化の実績値と目標値

	令和４年度実績値		令和１２年度目標値	
排出量	40	百万トン	37	百万トン
一日一人当たりの家庭ごみの排出量	496	グラム	478	グラム
出口側循環利用率	約20	%	約26	%
一人一日当たりのごみ焼却量	679	グラム	580	グラム
最終処分量	3.4	百万トン	3.2	百万トン

(2) 廃棄物処理施設整備計画（令和５年６月閣議決定）

２０２３年度～２０２７年度を計画期間とする廃棄物処理施設整備計画では、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を前提として、さらに、資源循環及び気候変動対策の観点から、廃棄物等の適正な循環的利用及び適正処分のための施設等を設備し、循環型社会及び脱炭素社会の形成を総合的に推進することを目標としています。

基本的理念	①基本原則に基づいた３Ｒの推進と循環型社会の実現に向けた資源循環の強化 ②災害時も含めた持続可能な適正処理の確保 ③脱炭素化の推進と地域循環共生圏の構築に向けた取り組み

同計画による主な目標及び指標

目標	ごみの発生量を減らし、適正な循環的利用を推進するとともに、減量効果の高い処理を行い、最終処分量を削減し、着実に最終処分を実施する。
指標	○ごみのリサイクル率（一般廃棄物の出口側の循環利用率） ２０%（２０２０年度実績）　→　２８%（２０２７年度） ※一般廃棄物の排出量に対する循環利用量の割合 ○一般廃棄物最終処分場の残余年数 ２０２０年度の水準（２２年分）を維持する。
目標	焼却せざるを得ないごみについて、焼却時に高効率な発電・熱供給を実施するほか、燃料化を組み合わせることなどにより、廃棄物エネルギーを効率的に回収する。
指標	○期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値 ２０%（２０２０年度実績）　→　２２%（２０２７年度） ○廃棄物エネルギーを地域を含めた外部に供給している施設の割合 ４１%（２０２０年度実績）　→　４６%（２０２７年度）

（3）第５次循環型社会形成推進基本計画（令和６年８月）

同計画では循環型社会形成の一層の推進を図ることを目指しており、一般廃棄物の減量化に関する同計画の取組指標に関しては以下のとおりです。

同計画による取組指標

指標	数値目標	目標年次	備考
１人１日当たりごみ焼却量	約580ｇ／人／日	2030年度	
出口側の循環利用率	約44％	2030年度	
最終処分量	約1,100万ｔ	2030年度	

（4）栃木県の一般廃棄物の目標値

栃木県資源循環推進計画（計画期間：令和３年度～令和７年度）では、一般廃棄物の排出に関して、平成３０年度を基準とし、廃棄物をできるだけ発生させない意識の浸透を図るなどの取組により排出量を約８％削減すること、廃プラスチック等の廃棄物の循環利用を促進させることで再生利用率を１９％に増加し、最終処分量を約８％削減することを目標にしています。

栃木県一般廃棄物の目標値

	平成３０(2018)年度	令和７(2025)年度
	基準年	目標
一般廃棄物排出量	664千ｔ	612千ｔ
再生利用率	16％	19％
最終処分量	57千ｔ	53千ｔ

（5）栃木県プラスチック資源循環推進条例（令和２年３月施行）

栃木県プラスチック資源循環推進条例は、プラスチックが資源として適正に循環する体制を築き、持続可能な循環型社会を実現することを決意し制定したものであり、プラスチック資源循環の推進と循環型社会の形成並びに県民の健康の保持及び増進に寄与することを目的としています。

プラスチック資源循環の推進に関する基本的施策

廃プラスチック類等の発生の抑制	・プラスチック製容器等が過剰に使用されていない商品を選択する ・繰り返して、長期間使用する
廃プラスチック類等の循環的な利用の推進等	・事業者は自ら適正に循環的な利用を行う ・県民は分別して回収されることに協力する
廃プラスチック類等の適正な処分	・循環的な利用が行われない廃プラスチック類等を適正に処分する

２-５ 組合における取組・計画

● 指定ごみ袋制度の導入【令和７年４月１日完全実施】

指定ごみ袋制度は、ごみを排出する際に自治体が指定するごみ袋を使用する制度で、もやすしかないごみに含まれる紙類やプラスチック製容器包装などの資源物を分別回収することで、もやすしかないごみを削減することを目的としています。

対象となるごみの種類	家庭と事業所から排出される『もやすしかないごみ』
制度の開始時期	令和７年４月１日～ 令和６年１０月からの移行期間を経て完全実施
期待する削減効果	家庭ごみ：約7%、事業系ごみ：約11.5%

３．一般廃棄物の排出状況

３-１ 一般廃棄物の種類

(1) ごみの種類

施設	ごみの種類	内　　容
中央清掃センター	もやすしかないごみ	生ごみ（野木町から発生したものを除く）、紙くず、木くず、容リ法対象外ビニ・プラ等
	可燃系粗大ごみ	畳、ふとん等
	可燃系資源物	小山市から発生した新聞、雑誌、段ボール、古布、紙パック
リサイクルセンター	不燃ごみ	陶磁器、金属製品等
	可燃系粗大ごみ	木製家具等（畳、ふとん等を除く）
	不燃系粗大ごみ	ソファー、ベッド、スチールラック等
	不燃系資源物	飲料用びん、鉄缶、アルミ缶、ペットボトル
	有害ごみ	乾電池、蛍光管、スプレー缶
	小型家電	携帯電話、デジタルカメラ等家庭用電気製品
	可燃系資源物	下野市から発生した新聞、雑誌、段ボール、古布、紙パック
南部清掃センター	生ごみ	野木町から発生した生ごみ
	プラスチック製容器包装	プラスチック製の容器、カップ等
	剪定枝	剪定した枝
	可燃系資源物	野木町から発生した新聞、雑誌、段ボール、古布、紙パック

(2) ごみの搬入制限

1）中央清掃センターでは処理できないごみ

①	処理により施設を損なうおそれのあるもの	長さ２ｍを超えるもの
②	分別がされていないもの（リサイクルセンター取扱品）	不燃ごみ、不燃系資源物、有害ごみ、不燃系粗大ごみ、可燃系粗大ごみ（畳、ふとん等を除く）
③	分別がされていないもの（南部清掃センター取扱品）	プラスチック製容器包装、剪定枝

２）リサイクルセンターでは処理できないごみ

①	資源化の障害になるもの	キャップ、ラベルを外していないペットボトル等
②	処理により施設を損なうおそれのあるもの	長さ２ｍを超えるもの（但し、ベッド、タンス等の一部家具を除く）
③	分別がされていないもの（中央清掃センター取扱品）	もやすしかないごみ、可燃系粗大ごみ（畳、ふとん等）
④	分別がされていないもの（南部清掃センター取扱品）	プラスチック製容器包装、剪定枝

３）南部清掃センターでは処理できないごみ

①	資源化の障害になるもの	野木町指定紙袋に入っていない生ごみ、毒性のある植物、繊維質の多い植物、病害虫に侵された植物の剪定枝、木の根
②	処理により施設を 損なうおそれのあるもの	太さ２０ｃｍ以上、長さ２ｍ以上の剪定枝
③	分別がされていないもの （中央清掃センター取扱品）	もやすしかないごみ、可燃系粗大ごみ（畳、ふとん等）
④	分別がされていないもの （リサイクルセンター取扱品）	不燃ごみ、不燃系資源物、有害ごみ、不燃系粗大ごみ、可燃系粗大ごみ（畳、ふとん等を除く）

４）全ての施設で処理できないごみ

下記の処理方法について、項目④は家電リサイクル券センター(0120-319640)、項目⑥は栃木県産業資源循環協会(028-612-8017)、それ以外については発生元となる市町の廃棄物担当課にて、それぞれ適正な処理方法を照会します。

①	有害性物質を有するもの	特別管理一般廃棄物（在宅医療廃棄物のうち注射針やチューブ（カテーテル）に付属する針等）、廃酸、廃アルカリ、農薬、殺虫剤等
②	処理に際して危険性のあるもの	廃油、ガスボンベ、スプレー缶（但し、使い切ったものは可）等
③	燃焼により有害性ガスを 発生するもの	薬品等
④	特定家庭用機器再商品化法 第２条第５項に定めるもの	テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機
⑤	自動車部品等	自動車リサイクル法等に該当するもの （自動車及びバイクのタイヤ、バッテリー、バンパー等）
⑥	産業廃棄物	建築廃材、農機具、農業用ビニール、パレット、事業系プラスチック、事業系鉄・ガラスくず、事業用事務機器等
⑦	処理困難としているもの	大量のごみ（但し、１日２ｔトラック１台は可）、木の根（条件付きで搬入可）、土砂、洗濯物干し台、消火器、ピアノ、灰、石、漬物石、ペンキ、多量の蛍光灯、耐火金庫等
⑧	自らの施工が困難で業者に 依頼することが一般的で あると認められるもの	【物置、車庫】 木造及び組立式の物置で基礎のあるもの、組立式の車庫
		【住宅用設備機器（工事の必要のあるもの）】 浴槽、流し台、洗面台、便器、ボイラー、温水器（電気、ソーラー）、井戸ポンプ、太陽光発電パネル等
		【住宅建設資材】 床材、廃材木、鉄骨、壁材、コンクリートがら、ブロック、レンガ、瓦、屋根材等

3-2 一般廃棄物の処理量及び処理フロー

(1) ごみの搬入予想量

ごみの搬入予想量は以下のとおりです。

（単位：t）

区　　分	中央清掃センター	リサイクルセンター	南部清掃センター	搬入量合計
もやすしかないごみ	56,068.1	—	—	56,068.1
可燃系粗大ごみ	139.1	—	—	139.1
不燃ごみ	—	3,251.1	—	3,251.1
不燃系粗大ごみ	—	1,175.2	—	1,175.2
不燃系資源物	—	2,255.0	—	2,255.0
乾電池	—	176.4	—	176.4
蛍光管	—	31.5	—	31.5
小型家電	—	261.0	—	261.0
プラスチック製容器包装	—	—	2,330.4	2,330.4
剪定枝	—	—	1,277.1	1,277.1
生ごみ（野木町）	—	—	740.6	740.6
新聞・段ボール	796.6	447.6	264.5	1,508.7
雑誌・古布	1,108.3	641.0	304.7	2,053.9
紙パック	1.0	—	—	1.0
合計	58,113.0	8,238.7	4,917.3	71,269.0

※ 処理量は小数点第2位を四捨五入しているため、小計及び合計に誤差が生じることがあります。

算出基礎

構成市町の令和７年度一般廃棄物処理実施計画を基礎として算出しています。

〇小山市

小山市一般廃棄物処理基本計画(令和２年３月策定)による

〇下野市

下野市一般廃棄物処理基本計画と過去の処理実績を勘案して算出

〇野木町

野木町一般廃棄物処理基本計画と過去の処理実績を勘案して算出

（２）ごみ処理フロー

令和６年度ごみ処理フローを示します。

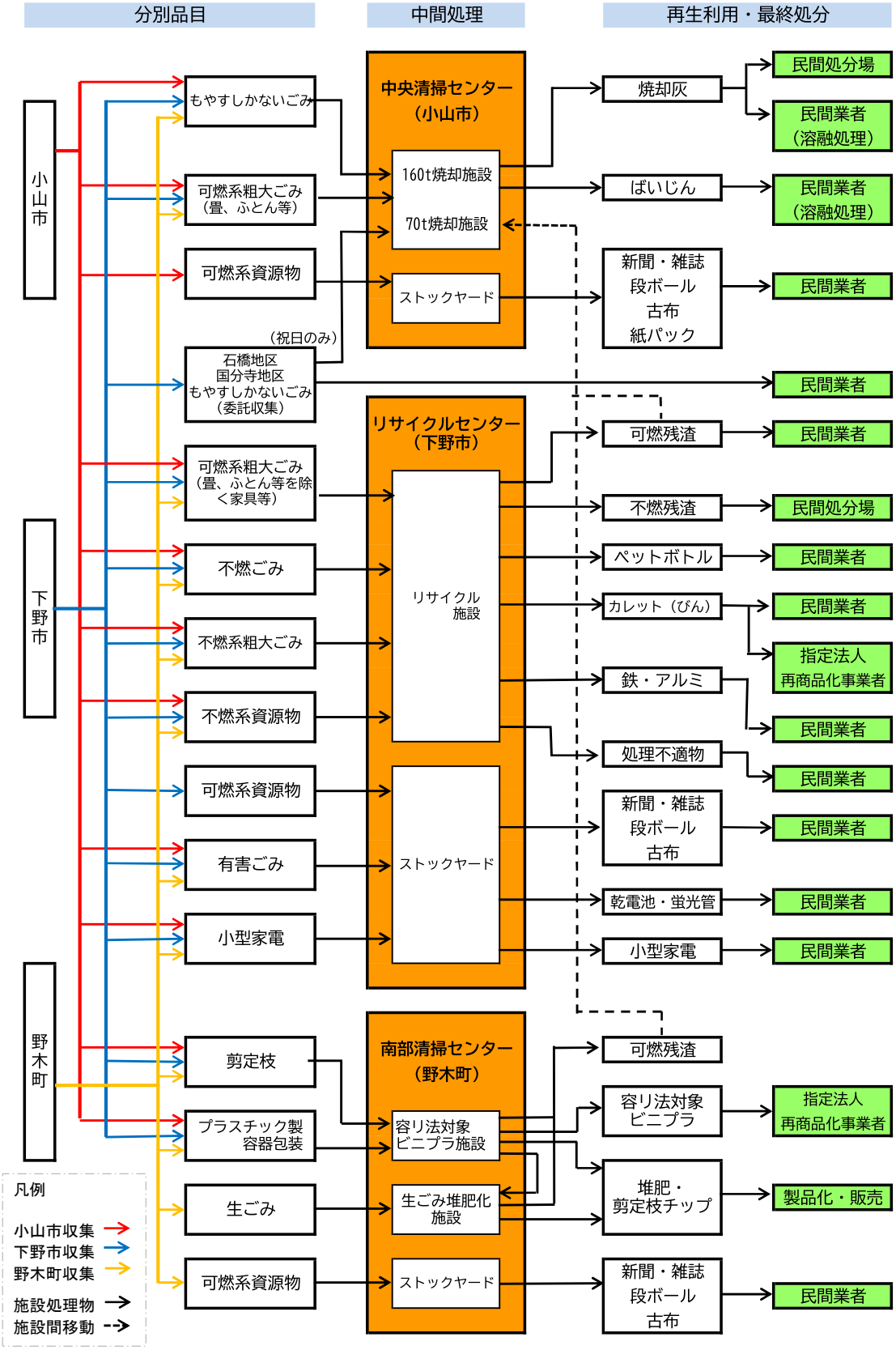

※ リサイクルセンター・南部清掃センターに搬入された可燃系資源物のうち、資源化できないものは中央清掃センターに運搬後、焼却処理を行います。

４．ごみ処理実施計画

４-１ ごみの排出抑制・再資源化計画

(1) 排出抑制の方法

排出抑制のための方策は構成市町がそれぞれ実施しますが、本組合が中心となり減量化に取り組んでいます。

(2) 資源化の方法及び推定量

（単位：t）

資源化対象物		資源化量	資源化の方法及び利用先
焼却灰		2,503.5	溶融スラグ化し建設資材等に利用
ばいじん		1,790.5	
鉄類（磁性物）		1,449.5	原料として利用（マテリアルリサイクル）
非鉄金属（雑アルミ）		109.2	
鉄缶（※１）		91.4	
アルミ缶（※１）		286.0	
ペットボトル（※１）		829.2	
ガラスびん	白色	109.0	容器包装リサイクル法に基づく再商品化
	茶色	421.5	
	緑色	119.1	
	その他	398.9	破砕処理し、建設資材等に利用
乾電池		176.4	搬出後、破砕処理し、原料として利用
蛍光管		31.5	
小型家電		261.0	各種金属の回収
プラスチック製容器包装（※１、※２）		1,757.3	容器包装リサイクル法に基づく再商品化
剪定枝（南部清掃センター ※３）		1,267.5	製品化して販売
木材（剪定枝以外）		5.8	チップ化して畜舎等に利用
生ごみ（南部清掃センター ※３）		530.5	堆肥化して販売（※５）
新聞		342.7	原料として利用（マテリアルリサイクル）
段ボール		1,166.1	
雑誌		1,330.3	
紙パック		1.0	
古布（※４）		723.6	海外にて再利用（リユース）
合　　計		15,701.3	資源化率　22.0%（※６）

※１　プラスチック製容器包装、鉄缶、アルミ缶、ペットボトルに関しては、運搬効率のため、圧縮され、処理先に運搬されます。

※２　プラスチック製容器包装の資源化量には、製品プラ(ごみ収集袋)を含んでおり、それらはプラスチック製容器包装と同様に資源化しています。

※３　生ごみ、剪定枝は、南部清掃センターにて資源化された後、維持管理事業者により製品化・販売されます。

※４　古布は海外で衣類として再使用される他、一部は国内でウエスとして利用されます。

※５　資源化される生ごみから、約16.8ｔの堆肥が生産されます。

※６　資源化率は、搬入量に占める資源化量の割合です。

※７　資源化量は小数点第2位を四捨五入しているため、合計に誤差が生じることがあります。

４-２ 収集・運搬計画

(1) 収集・運搬についての実施主体

構成市町により実施されています。

(2) 収集区域の範囲

収集区域は、小山市、下野市及び野木町です。

(3) 収集区分及び収集頻度

		小山市	下野市	野木町
可燃物	もやすしかないごみ	週２回	週２回	週２回
	生ごみ	もやすしかないごみに含む	もやすしかないごみに含む	週２回
	剪定枝	月１回	隔週１回	月２回
プラスチック製容器包装		週１回	週２回	週1回
粗大ごみ		戸別収集 （要申込）	ステーション収集 隔週１回(要申込)	委託業者に依頼
不燃ごみ		月２回	隔週１回	月２回
資源物	びん、缶（飲料用）	月２回	隔週１回	月２回
	ペットボトル	月２回	隔週１回	月２回
	紙パック	拠点回収	隔週１回	月２回
	新聞・雑誌・段ボール	月２回	隔週１回	月２回
	古布	月２回	隔週１回	月２回
有害ごみ	乾電池	月１回	４週１回	―
	蛍光灯	月１回	４週１回	月２回
	小型家電	月１回	４週１回	月２回
	スプレー缶・ガス缶	月１回	４週１回	月２回
	その他	月１回	４週１回	―
拠点回収	小型家電	○	○	○
	乾電池	―	○	○
	廃食用油	○	○	○
	紙パック	○	―	―

４-３ 中間処理計画

(1) ごみの種類及び処理方法

ごみの種類		処理方法
もやすしかないごみ		焼却処理
可燃系粗大ごみ		破砕後、焼却処理
不燃ごみ		破砕後、鉄・アルミ・可燃物・不燃物残渣に選別し、鉄・アルミは資源化、可燃物は焼却処理
不燃系粗大ごみ		
ベッド、マットレス、ソファー		解体後、可燃物と金属部分に選別し、可燃物は焼却処理、金属部分は資源化
不燃系資源物	鉄缶・アルミ缶	資源化のため選別・圧縮
	ペットボトル	資源化のため選別・圧縮
	ガラスびん	資源化のため選別
有害ごみ	乾電池	資源化のため選別
	蛍光管	
	小型家電	
プラスチック製容器包装		資源化のため選別・圧縮・梱包
剪定枝		堆肥化・チップ化
生ごみ（野木町分）		堆肥化
可燃系資源物 （段ボール、古布、雑誌、新聞紙、紙パック）		資源化のため選別、保管

（2）処理施設の概要

区　　分			竣工年月	処理方式	処理規模	備考
中央 清掃センター 小山市大字塩沢 ５７６番地１５	ごみ焼却施設 ●もやすしかないごみ		Ｓ６１．３	全連続燃焼式 ストーカ炉	１６０ｔ／日 （２４ｈ） （８０ｔ×２炉）	Ｈ１４．９ 飛灰固形化施設
	●可燃系粗大ごみ （畳、ふとん等）		Ｈ２８．９	全連続燃焼式 ストーカ炉	７０ｔ／日 （２４ｈ）	発電設備、 温水供給設備あり
	ストックヤード ●可燃系資源物		Ｈ２６．３	選別・保管	２９．００ｔ	古布、古紙類
リサイクル センター 下野市下坪山 １６３２番地	リサイクルセンター棟 ●不燃ごみ ●可燃系粗大ごみ （木製家具等） ●不燃系粗大ごみ ●不燃系資源物		Ｈ３１．３	破砕・選別	４０ｔ／日 （５ｈ）	
				選別・ 一部圧縮	１０ｔ／日 （５ｈ） ３．３ｔ／日 （５ｈ）	びん・缶 ペットボトル
	ストックヤード ●可燃系資源物		Ｈ３１．３	保管	１８．１０ｔ	古布、古紙類
	●有害ごみ				２４㎡	蛍光管、乾電池
	●小型家電				３５㎡	小型家電
南部 清掃センター 野木町大字 南赤塚 １５１３番地２	ビニプラ施設	容リ法対象 ビニプラライン ●プラスチック 製容器包装	Ｈ２８．３	圧縮・梱包	２１ｔ／日 （５ｈ）	
		剪定枝ライン ●剪定枝		堆肥化・ チップ化	９．４ｔ／日 （５ｈ）	
	生ごみ堆肥化施設 ●生ごみ			堆肥化	４．１ｔ／日 （５ｈ）	
	ストックヤード ●可燃系資源物		Ｈ２６．３	保管	１２．４７ｔ	古布、古紙類

(3) 搬入される廃棄物の搬入形態の内訳及び処理推定量

構成市町が定める廃棄物処理実施計画のごみ発生量(排出量)を、各施設の搬入実績に基づく搬入割合で案分し、推定量を求めています。なお、小数点第2位を四捨五入しているため、0.0表記となる項目があります。

① もやすしかないごみ及び可燃系粗大ごみ（下野市石橋地区を除く）

（単位：ｔ）

搬入形態	市町別	中央清掃センター 160ｔ・70ｔ焼却炉		合　計
		もやすしかないごみ	可燃系粗大ごみ	
直営ごみ	小山市	675.5	0.1	675.6
	下野市	5.8	0.1	5.9
	野木町	118.3	0.0	118.3
委託ごみ	小山市	25,777.8	1.9	25,779.7
	下野市	9,656.7	7.9	9,664.6
	野木町	3,960.0	1.7	3,961.7
事業系ごみ	小山市	10,773.7	20.3	10,794.0
	下野市	1,961.8	6.7	1,968.5
	野木町	935.9	7.3	943.2
直接搬入ごみ（一般家庭）	小山市	1,794.9	75.8	1,870.7
	下野市	284.5	7.8	292.3
	野木町	123.2	9.4	132.6
小　計		56,068.1	139.1	56,207.1
リサイクルセンター残渣				974.6
南部清掃センター残渣				787.0
搬入量合計				57,968.7

焼却処理後物 排出内訳			
		焼却灰（埋立）	1,564.1
		焼却灰（溶融）	2,503.5
		ばいじん（埋立）	0.0
		ばいじん（溶融）	1,790.5
	外部施設処理	焼却灰（埋立）	690.0
		焼却灰（溶融）	75.0
		ばいじん（埋立）	370.0
		ばいじん（溶融）	70.0
		合計	7,063.1

※ 処理量は小数点第2位を四捨五入しているため、小計及び合計に誤差が生じることがあります。

②不燃ごみ及び不燃系粗大ごみ、不燃系資源物

（単位：ｔ）

搬入形態	市町別	リサイクルセンター			合計
		不燃ごみ	不燃系粗大ごみ	不燃系資源物	
直営ごみ	小山市	37.1	0.5	0.5	38.0
	下野市	30.6	0.0	0.0	30.6
	野木町	11.6	0.0	0.0	11.6
委託ごみ	小山市	1,031.9	84.0	1,400.3	2,516.2
	下野市	540.8	30.4	585.6	1,156.9
	野木町	246.4	19.2	227.2	492.8
事業系ごみ	小山市	54.5	184.4	34.1	273.1
	下野市	29.9	59.8	7.3	96.9
	野木町	0.8	5.4	0.0	6.2
直接搬入ごみ（一般家庭）	小山市	765.7	620.0	0.0	1,385.7
	下野市	438.2	107.7	0.0	545.9
	野木町	63.5	63.7	0.0	127.2
搬入量合計		3,251.0	1,175.2	2,255.0	6,681.2

施設処理量合計			
			6,681.3
	不燃ごみ粗大ごみ処理ライン	破砕可燃物	974.6
		不燃物残渣	1,893.0
		磁性物（雑鉄）	1,449.5
		非鉄金属（雑アルミ）	109.2
	不燃系資源物処理ライン	鉄缶プレス品	91.4
		アルミ缶プレス品	286.0
		ペットボトルプレス品	829.2
		ガラスびん（白色）	109.0
		ガラスびん（茶色）	421.5
		ガラスびん（緑色）	119.1
		ガラスびん（その他）	398.9

※ 処理量は小数点第2位を四捨五入しているため、小計及び合計に誤差が生じることがあります。

③ 有害ごみ

（単位：ｔ）

搬入形態	市町別	リサイクルセンター
直営ごみ	小山市	0.0
	下野市	0.0
	野木町	0.0
委託ごみ	小山市	265.1
	下野市	69.8
	野木町	126.4
事業系ごみ	小山市	0.0
	下野市	0.0
	野木町	0.0
直接搬入ごみ（一般家庭）	小山市	0.0
	下野市	0.0
	野木町	0.1
搬入量合計		461.4
搬出(資源化)量	乾電池	173.5
	蛍光管	31.0
	小型家電	256.8

⑤ プラスチック製容器包装

（単位：ｔ）

搬入形態	市町別	南部清掃センター 容リ法対象ビニプラ施設
直営ごみ	小山市	0.1
	下野市	0.0
	野木町	0.0
委託ごみ	小山市	1420.0
	下野市	697.3
	野木町	167.1
事業系ごみ	小山市	0.2
	下野市	0.1
	野木町	0.0
直接搬入ごみ（一般家庭）	小山市	37.1
	下野市	1.6
	野木町	6.9
搬入量合計		2330.4
搬出（資源化）量		1757.3
搬出（残渣）量		573.1

※ プラスチック製容器包装の資源化量には、製品プラ(ごみ収集袋)を含んでおり、それらはプラスチック製容器包装と同様に資源化しています。

⑥ 剪定枝

（単位：ｔ）

搬入形態	市町別	南部清掃センター 容リ法対象ビニプラ施設
直営ごみ	小山市	29.3
	下野市	0.0
	野木町	17.4
委託ごみ	小山市	65.6
	下野市	56.0
	野木町	17.1
事業系ごみ	小山市	126.6
	下野市	1.3
	野木町	130.6
直接搬入ごみ（一般家庭）	小山市	529.9
	下野市	69.0
	野木町	234.2
搬入量合計		1,277.1
搬出（資源化）量		1,267.5
搬出（残渣）量		3.8
搬出（外部搬出）量		5.8

⑦ 生ごみ

（単位：ｔ）

搬入形態	市町別	南部清掃センター 生ごみ堆肥化施設
委託ごみ	野木町	655.4
事業系ごみ		84.7
直接搬入ごみ（一般家庭）		0.5
搬入量合計		740.6
搬出（資源化）量		530.5
搬出（残渣）量		210.1

※ 資源化される生ごみから、約16.8ｔの堆肥が生産されます。

※ 処理量は小数点第2位を四捨五入しているため、小計及び合計に誤差が生じることがあります。

⑧ 可燃系資源物

（単位：ｔ）

搬入形態	市町別	中央清掃センター、リサイクルセンター、南部清掃センター 可燃系資源物ストックヤード			合　計
		新聞・段ボール	雑誌・古布	紙パック	
直営ごみ	小山市	17.5	17.5	1.0	36.0
	下野市	0.0	0.0	0.0	0.0
	野木町	0.0	1.8	0.0	1.8
委託ごみ	小山市	645.6	811.5	0.0	1,457.1
	下野市	446.9	638.3	0.0	1,085.2
	野木町	245.5	261.6	0.0	507.1
事業系ごみ	小山市	2.3	10.2	0.0	12.5
	下野市	0.6	2.7	0.0	3.3
	野木町	0.7	0.6	0.0	1.3
直接搬入ごみ（一般家庭）	小山市	131.2	269.1	0.0	400.3
	下野市	0.0	0.0	0.0	0.0
	野木町	18.3	40.7	0.0	59.0
搬入量合計		1,508.7	2,053.9	1.0	3,563.6
搬出量（資源化）	新聞				342.7
	段ボール				1,166.1
	雑誌				1,330.3
	古布				723.6
	紙パック				1.0

※ 処理量は小数点第2位を四捨五入しているため、小計及び合計に誤差が生じることがあります。

４-４ 最終処分計画

①中央清掃センターより発生する処理残渣の数量及び処分方法　（単位：ｔ）

残渣等の名称	数量	処分方法
焼却灰	1,564.1	民間処分場に埋立
	2,503.5	民間溶融施設にてスラグ化
ばいじん	1,790.5	
焼却灰（外部施設処理）	690.0	民間処分場に埋立
	75.0	民間溶融施設にてスラグ化
ばいじん（外部施設処理）	370.0	民間処分場に埋立
	70.0	民間溶融施設にてスラグ化

②リサイクルセンターより発生する処理残渣の数量及び処分方法　（単位：ｔ）

残渣等の名称	数量	処分方法
不燃物残渣	1,744.5	民間処分場に埋立
	148.5	民間施設にて焼却処理
	3.0	焼却処理後、民間処分場に埋立

令和７年度

一般廃棄物処理実施計画

（生活排水処理実施計画書）

小山広域保健衛生組合

令和７年度 小山広域保健衛生組合生活排水処理実施計画

１．基本方針

一般廃棄物を適正に処理し、生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るものとする。

２．計画期間

本実施計画の期間は、令和７年４月１日から令和８年３月３１日までとする。

３．計画区域

本実施計画の対象区域は、小山広域保健衛生組合管内とする。

小山市・下野市・上三川町・野木町

４．処理施設の概要

本施設の概要は以下のとおりである。

項　　目	内　　容
施設名称	小山広域クリーンセンター
所在地	栃木県小山市大字塩沢６０４番地
敷地面積	４９,２０９．９２㎡
建　　物	管理棟：鉄筋コンクリート造 地上２階建 処理棟：鉄筋コンクリート造　一部鉄骨造 地下１階 地上２階建
処理方式	膜分離高負荷脱窒素処理方式+高速堆肥化処理
処理能力	１９１ｋL/日 （し尿48ｋL/日、浄化槽汚泥115ｋL/日、農集排汚泥28ｋL/日） （生ごみ1.4ｔ/日）
放流先	利根川水系一級河川　思川
工期	着　工：平成１３年１０月 竣　工：平成１６年　３月
稼動日数	３６５日/年
受入日数	２４１日/年

５．し尿、浄化槽汚泥及び農業集落排水汚泥の処理計画

本施設で処理すべき処理計画量は３４，４９３ｔ/年とする。
なお、処理計画の内訳は以下のとおりとする。

処　理　内　訳	処理計画量
生し尿	４，５２６ｔ/年
浄化槽汚泥	１９，６７４ｔ/年
農業集落排水汚泥	１０，２９３ｔ/年
合　　計	３４，４９３ｔ/年

６．生ごみ搬入自治体及び生ごみ処理量

本施設で処理すべき生ごみの受入自治体は、小山市及び下野市（国分寺地区、南河内地区、石橋地区）とする。
なお、生ごみの処理量は１５５ｔ/年とする。

７．し渣の処分方法

本施設から発生するし渣の処分方法は、一般廃棄物として小山広域保健衛生組合中央清掃センター焼却施設でもやすしかないごみとして焼却処理する。
なお、処分量は１００ｔ/年とし、含水率は６０%以下とする。

８．受入槽清掃汚泥の処分方法

本施設から発生するし尿、浄化槽汚泥及び農業集落排水汚泥の受入槽清掃汚泥の処分方法は、一般廃棄物として埼玉県寄居町に所在する民間事業者の溶融処理施設で焼却処理し、処理後物は資源化して有効利用を図る。
なお、処分量２６０t/年とする。

９．し尿、浄化槽汚泥及び農業集落排水汚泥の処理後の汚泥処分方法

本施設から発生するし尿、浄化槽汚泥及び農業集落排水汚泥の処理後の汚泥処分方法は、循環型社会形成の観点から、有機性廃棄物の生ごみとあわせて堆肥化（汚泥発酵肥料『すくすく君』）することで、資源化して有効利用を図る。
なお、資源化量は１９０ｔ／年とする。

10．収集・運搬処理業者

し尿、浄化槽汚泥、農業集落排水汚泥及び生ごみは、構成市町において許可及び委託を受けた一般廃棄物処理業者によって収集・運搬するものとする。

11. 施設使用許可業者一覧

本施設の使用許可業者は以下のとおりとする。

（１）し尿・浄化槽汚泥・農業集落排水汚泥

事業者名	収集・運搬許可市町名
協和興業株式会社	小山市
栃南産業株式会社	下野市 上三川町
野木衛生社	野木町
カワベ産業株式会社	野木町
有限会社国分寺産業	下野市（国分寺・南河内地区）
関東産業衛生社	下野市（国分寺・南河内地区）
有限会社マルフジ	下野市（石橋地区） 上三川町

（２）生ごみ

事業者名	収集・運搬許可市町名
株式会社リヴェール東洋	小山市
有限会社アオキ	下野市（南河内地区）
有限会社国分寺産業	下野市（国分寺地区）
有限会社小堀正之商店	下野市（石橋地区）